

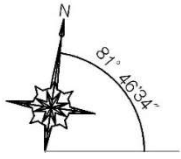
土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	東灘区向洋町西6丁目13番5の一部
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和4年6月10日（第224号）
特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物
2. 土壤汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法 <input type="checkbox"/> 第3条 <input checked="" type="checkbox"/> 第4条第2項 <input type="checkbox"/> 第14条 <input type="checkbox"/> その他（第 条）
試料採取等対象物質	【既往調査（平成17年）】 特定有害物質21項目（第一種特定有害物質：四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、第二種特定有害物質：全項目） 【追加調査（令和4年）】 ふっ素及びその化合物
土地の地歴調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場、コンテナ集積場等として利用 ・ 自然由来、水面埋立て土砂由来による土壤汚染の区域指定情報や資料の存在はなかった。 ・ 原因は不明であるが、既往調査結果よりふっ素及びその化合物の基準不適合が確認されており、人為等に由来する汚染のおそれがあるとして区分。
土壤の測定結果	ふっ素及びその化合物 溶出量最大 0.87 mg/L （指定基準値 0.8mg/L）
基準超過が確認された土地の面積	200 平方メートル
土壤汚染の原因	不明（人為等由来）
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取 （※含有量は基準適合している）	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：土壤を直接摂取するおそれはない）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

位置図



指定区域図



<格子の回転角度>
 81° 46' 34"
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m又は30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

起点は神戸市東灘区向洋町西6丁目13番2の最北端の地点とする。

凡例

- 敷地境界
- - - 筆境界
- 起点
- ▨ 形質変更時要届出区域

起点

